

随意契約理由書

件名	房王寺雨水幹線移設工事（その2）
契約の相手方	株式会社朱門建設工業
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号に該当
<p>随意契約の理由</p> <ul style="list-style-type: none">・本工事は、令和元年10月30日に制限付一般競争入札に付したが、応札者無しのため令和元年11月15日に入札中止となり、再度令和2年2月21日に制限付一般競争入札に付したが、応札者無しのため令和2年3月6日に入札中止となった工事である。・本工事は、今後施工予定の房王寺線拡幅工事に伴い雨水幹線の移設を行う工事であり、未整備の歩・車道部分については、道路幅が狭く、交通量が多いことから非常に危険であるため地元住民からも早期完成について強い要望を受けている。本工事が遅延した場合、地下埋企業等（水道・関西電力株、大阪ガス株）の移設工事も遅延することとなり、全体工事に遅れが生じるため早期の着工が必要である。・当該請負人は、過去に本工事現場の水道管撤去工事に従事しており地元事情や現場状況に精通している。 <p>よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号に該当するため、本工事を上記請負人と随意契約を行う。</p>	
担当部署	建設局下水道部管路課雨水係（電話番号 806-8749 ）